

県立高等学校改革懇談会設置要綱

(設置)

第1条 県立高等学校改革計画を踏まえ、生徒減少期における県立高等学校の在り方や地域の特性を生かした学校の改革について、再編整備にかかわる地域の関係者の意見を聞くため、「県立高等学校改革懇談会」(以下「改革懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 改革懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見を聞くものとする。

- 一 少子化に対応した学校の在り方に関する事項
- 二 地域の特性を生かした学校の改革に関する事項
- 三 その他、関連する事項

(組織等)

第3条 改革懇談会の委員は、当該地域ごとに、別表に掲げる者を委員として構成する。

2 改革懇談会には、他から広く意見を聞く必要があると認めるときは、前項の委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員の任期は、年度末までとする。

(招集)

第4条 改革懇談会は、福島県教育委員会教育長が招集する。

(庶務)

第5条 改革懇談会に関する事務は、高校教育課県立高校改革室において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福島県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

県立高等学校改革懇談会委員

市町村代表者、市町村教育委員会代表者 中学校PTA代表者、関係高等学校PTA代表者 中学校長代表者、関係高等学校長 学識経験者、地域住民代表者
--